

千曲選告示第1号

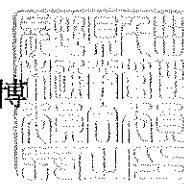


千曲市選挙公報の発行に関する規程の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月26日

千曲市選挙管理委員会

委員長 中村秋博



千曲市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示

千曲市選挙公報の発行に関する規程（平成15年千曲市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「原稿用紙」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によるものを含む。」を加え、「黒色の色素により記載しなければならず、色の濃淡があつてはならない」を「無彩色で記載（別の用紙に記載したものを貼付する場合を含む。）又は記録（以下「記載等」という。）をしなければならない」に改め、同項ただし書中「記載」を「記録等」に改め、同条第2項中「記載」を「記載等」に改め、同条第3項中「記載」を「記載等」に改める。

第4条第2項中「名刺型写真」の次に「（電磁的記録によるものを含む。）」を加え、「その裏面に」を削り、「2葉」の次に「又は記録したもの」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による掲載文を申請書に添付するときは、当該掲載文を記録した原稿用紙に写真を記録してこれに代えることができる。

第5条第1項中「記載」を「記載等」に改める。

附 則

この告示は、令和6年2月26日から施行する。